

令和 6 年度の秋田家庭裁判所における裁判事務の分配等に
ついて

令和 5 年 12 月 14 日裁判官会議決議

(令和 6 年 1 月 16 日応急措置)

(令和 6 年 3 月 14 日改正)

第 1 本庁

1 裁判官の配置

(所 長) 判	事 見 米 正
判	事 作 原 れい子
判	事 岡 田 龍太郎
判	事 仲 田 憲 史
判	事 鷺 坂 計 知 (填補)
判	事 太 田 慎 吾
判事補 (特例)	若 園 恵
判 事 補	川 畑 百 代

2 裁判事務の分配

(1) 家事事件、人事事件及び少年事件は、次の裁判官に分配する。分配する事
件の区分及び分配の割合は、事件の分配を受ける裁判官の協議による。

(所 長) 判	事 見 米 正
判	事 作 原 れい子
判	事 岡 田 龍太郎
判	事 仲 田 憲 史
判	事 鷺 坂 計 知 (填補)
判	事 太 田 慎 吾
判事補 (特例)	若 園 恵
判 事 補	川 畑 百 代

(2) 観護措置決定並びにその更新決定に対する異議事件及び準抗告事件は、次の裁判官に分配する。

(所長) 判事 見米 正
判事 作原 れい子
判事 岡田 龍太郎
判事 仲田 憲史
判事 太田 慎吾
判事補(特例) 若園 恵
判事補 川畑 百代

(3) 支部の観護措置決定並びにその更新決定に対する異議事件及び準抗告事件は、次の裁判官に分配する。

(所長) 判事 見米 正
判事 作原 れい子
判事 岡田 龍太郎
判事 仲田 憲史
判事 太田 慎吾
判事補(特例) 若園 恵
判事補 川畑 百代

(4) 休日又は夜間において緊急に処理することを要する事件については、前記(1)の定めにかかわらず、秋田地方裁判所本庁における令状請求事件に準じた取扱いをする。

3 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

(1) 前記2の(1)の合議事件の裁判長は見米裁判官が務め、同人に差し支えがあるときは、家事事件及び人事事件は作原裁判官、岡田裁判官が順次代理して、少年事件は岡田裁判官、作原裁判官が順次代理してそれぞれ裁判長となり、同(2)の合議事件の裁判長は作原裁判官が務め、同人に差し支えがあると

ときは、岡田裁判官、仲田裁判官及び見米裁判官が順次代理して裁判長となり、同(3)の合議事件の裁判長は岡田裁判官が務め、同人に差し支えがあるときは、作原裁判官、仲田裁判官及び見米裁判官が順次代理して裁判長となる。

(2) その他の場合において、次の左欄に掲げる裁判官に差し支えがあるときは、それぞれその右欄に掲げる裁判官が、順次代理する。

担当裁判官	代理裁判官
見米裁判官	仲田、作原の各裁判官
作原裁判官	仲田、太田の各裁判官
岡田裁判官	仲田、太田の各裁判官
仲田裁判官	作原、太田の各裁判官
鷺坂裁判官	仲田、作原の各裁判官
太田裁判官	作原、仲田の各裁判官
若園裁判官	岡田、仲田の各裁判官
川畑裁判官	岡田、仲田の各裁判官

(3) (2)により代理すべき裁判官の全員に差し支えがあるときは、本庁に配置されたその他の裁判官が、その協議により定める順序で代理する。

第2 各支部及び出張所

1 裁判官の配置

(1) 能代支部

(支部長)	判	事	鷺	坂	計	知
	判事補 (特例)	早	見	元	輝	(填補)

(2) 本荘支部

(支部長)	判	事	太	田	慎	吾
-------	---	---	---	---	---	---

(3) 大館支部

(支部長) 判事 渡邊 充 昭
 判事補(特例) 早見 元 輝
 判事 仲田 憲 史(填補)
 判事 太田 慎 吾(填補)
 判事補 川畠 百代(填補)

(4) 横手支部

(支部長) 判事 木口 麻衣

(5) 大曲支部

(支部長) 判事 高嶋 謙
 判事 木口 麻衣(填補)
 判事 仲田 憲 史(填補)
 判事 太田 慎 吾(填補)
 判事補 川畠 百代(填補)

(6) 鹿角出張所

判事 渡邊 充 昭
 判事補(特例) 早見 元 輝(填補)

(7) 角館出張所

判事 高嶋 謙

2 裁判官に差し支えのあるときの代理順序

(1) 次の各支部及び各出張所においては、左欄に掲げる裁判官に差し支えがあるときは、それぞれその右欄に掲げる裁判官が(順位の記載のある場合は、その順位に従って)代理する。

支 部 等	担 当 裁 判 官	代 理 裁 判 官
能代支部	鷲坂 裁判官	早見 裁判官(大館支部) 第1順位

		渡 邊 裁判官 (大館支部) 第2順位
本 莊 支 部	太 田 裁判官	仲 田 裁判官 (本 庁) 第1順位
		鷺 坂 裁判官 (能代支部) 第2順位
横 手 支 部	木 口 裁判官	高 嶋 裁判官 (大曲支部)
鹿角出張所	渡 邊 裁判官	早 見 裁判官 (大館支部)
角館出張所	高 嶋 裁判官	木 口 裁判官 (横手支部)

(2) 大館及び大曲各支部

ア 合議事件において、支部長である裁判官に差し支えがあるときは、第2の1で支部長の次に掲げる裁判官が代理して裁判長になる。

イ その他の場合において、裁判官に差し支えがあるときは、当該支部に配置された裁判官が、権限の制約を受けない範囲で、その裁判官の協議により定める順序で相互に代理する。

(3) (1)及び(2)の規定により代理すべき裁判官にも差し支えがある場合、又は合議体を構成すべき裁判官が欠ける場合には、その期間が3日を超えないときに限り、所長において、関係裁判官の意見を聴いた上、填補すべき裁判官を指名することができる。

第3 開廷日割

本庁、各支部及び各出張所において、それぞれ次の各曜日に開廷する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この定めにかかわらず開廷することができる。

本 庁 火、水、木、金

能代支部 月、木（第5）、金
本荘支部 火、木
大館支部 月、火、金
横手支部 火、木（第1、第3）
大曲支部 月、木（第1、第3）
鹿角出張所 水
角館出張所 水（第2、第4）

第4 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えがあるときは、作原裁判官、岡田裁判官、仲田裁判官が、その順序で代理する。
- 2 支部長に差し支えがあるときは、大館支部については早見裁判官、大曲支部については木口裁判官、その他の支部については第2の2の(1)で右欄に掲げる裁判官が、それぞれ代理する。

第5 被疑者国選弁護人等選任手続の際の填補

1 みなし勾留中の被疑者国選弁護人選任手続

支部が休前日にみなし勾留中の被疑者から国選弁護人の選任請求を受理した後、国選弁護人の候補の指名通知を依頼したにもかかわらず、日本司法支援センター秋田地方事務所が同日中に指名通知をすることができず、休日の翌日に選任手続を処理するために、秋田家庭裁判所本庁の当直に事務を引き継いだときは、一般令状担当裁判官（観護措置及びこれに準ずる事項の処理を担当する裁判官）が填補して処理する。

2 国選付添人選任手続

支部が休前日に国選付添人の候補の指名通知を依頼したにもかかわらず、日本司法支援センター秋田地方事務所が同日中に指名通知をすることができなかつたため、又は休日に国選付添人の候補の指名通知を日本司法支援センター宮城地方事務所に依頼したため、秋田家庭裁判所本庁の当直に選任手続の事務を

引き継いだときは、選任手続は、一般令状担当裁判官（観護措置及びこれに準ずる事項の処理を担当する裁判官）が填補して処理する。ただし、引継ぎを受けた事件が合議事件のときは、未特例判事補を除く裁判官が填補して処理する。

第6 補則

1 本庁と支部との間又は支部と支部との間においては、相互の協議により、事件を回付することができる。

2 応急措置

以上の定めによりがたい事情が生じ、かつ、裁判官会議又は常置委員会を早急に開催することが困難なときは、所長が応急の措置を講ずる。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年1月16日改正分）

この定めは、令和6年1月16日から施行する。

附 則（令和6年3月14日改正分）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。